

福祉タクシー利用料金等 助成事業の見直し案

【目次】

○ はじめに

- 1 福祉タクシー利用料金等助成事業とは
- 2 制度の概要
- 3 見直しの背景
- 4 見直し案のポイント
- 5 見直し案
- 6 制度の変遷
- 7 他都市の状況
- 8 見直しに向けた取組

令和5年9月

福祉保険部障害福祉課

○ はじめに

本市では、障害者や障害児の外出の機会を確保し、生活圏の拡大と福祉の増進を目的とし、外出に当たり支障のある障害者や障害児に対して、タクシーを利用する場合の運賃及び自家用車を利用する場合の燃料費の一部を助成しています。

現在の制度では、対象者の線引きが複雑で分かりにくい面があること、複数の障害があり移動に支障のある重度障害者が対象外となる場合があることや、他都市の同様の制度と比較し、助成金額が少ないことから、対象者や助成金額等を見直し、真に交通費の助成を必要としている方々が、これまで以上に社会参加の機会が増え、社会生活が充実できる制度となるよう、各障害者団体、専門家、現行事業の利用者の皆様から意見をお聞きしながら検討を進め、「福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し案」を作成しました。

また、今回の見直しにつきましては、平成27年度の行政評価の結果(※1)に基づき、今後、予定しています、特別児童扶養手当受給世帯及び障害者のみの世帯の水道料金・下水道使用料減免制度の見直し(※2)に伴い、その代替施策案としても庁内関係部局による協議・調整を重ねているところです。

つきましては、本見直し案に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

※1 「行政評価」とは

- ・効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、市が実施する事務事業や行政改革の状況を評価するための取組であり、所管部局のほか、公募市民や学識経験者による外部意見を加えて評価します。

「評価の内容」（一部抜粋）

- ・料金体系見直し…の中で減免制度が真に必要なかどうかを検討すること
- ・減免制度の見直しをすることとなった場合には、その見直しによる代替施策案について関係部局と十分な協議・調整をすること

※2 「水道料金・下水道使用料減免制度見直し」について

- ・同時期に行われています、意見提出手続（パブリックコメント）「水道料金・下水道使用料の減免制度見直し案」を御覧ください。

1 福祉タクシー利用料金等助成事業とは

外出に支障のある重度の障害者や障害児に対して、タクシーを利用する場合の運賃及び自家用車を利用する場合の燃料費の一部を助成することにより、障害者や障害児の外出の機会を確保し、生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的としています。

2 制度の概要

対象者や交付枚数は次のとおりです。

助成額	<ul style="list-style-type: none">○ 年間 14,400円■ 1枚 600円 × 24枚
対象者	<ul style="list-style-type: none">○ 身体障害者手帳の個別等級で判断■ 視覚障害の1・2級■ 下肢機能障害の1・2級■ 体幹機能障害の1・2級■ 移動機能障害の1・2級■ 内部障害の1級■ 療育手帳A判定■ 精神障害者保健福祉手帳1級■ 市長が特に認めた者（経過措置）
対象者数	<ul style="list-style-type: none">○ 4,708人 <p>（令和5年度見込）</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none">○ 市内に住民票があり、在宅であること■ 入院中、施設入所中の方は対象外
事業費	<ul style="list-style-type: none">○ 扶助費 5千830万円 <p>（令和5年度見込）</p>

3 見直しの背景

他都市の同様の制度と比較して助成額が少ないことや複数の障害があり移動に支障のある重度障害者が対象外となる場合があるなどの課題があり、これまで市民の皆様からも同様の意見や要望が寄せられています。また、令和5年2月に市議会で「精神障害者の社会的自立を促す各種助成制度の充実について」の陳情が採択されています。

助成額が少ない	移動に支障があるが対象外
旭川市の助成額が中核市の平均額23,587円を下回る	複数の障害があり移動に支障のある重度障害者が対象外のケースがある



助成金額や対象者を見直し、真に交通費の助成を必要としている方々が、これまで以上に社会参加の機会が増え、社会生活が充実できる制度となるよう、今回、見直しを行うものです。

4 見直し案のポイント

○対象者拡充

- ・個別等級 → 総合等級
- ・精神障害2級を追加

○計算しやすいチケット金額への見直し

- ・600円 → 500円

○移動のコストを反映した交付額の見直し

- ・自動車はタクシーと比べ移動コストが低いことから「タクシー乗車券」と「自動車燃料給付券」の選択制とし、助成額に差を設ける

<交付額>	タクシー乗車券	22,500円
	自動車燃料給付券	7,500円（タクシー乗車券の1/3）

<参考> 移動コストの比較（平均的な外出距離を3Kmと想定した場合）

○自動車（排気量1,5L 燃費15Km）
※13年保有した場合の試算
（年間走行距離8千Km）

・運転免許取得費用	220,000円
・車両購入費用	2,500,000円
・税及び保険費用	1,719,850円
※自動車税等について減免制度あり	
・車検費用等	550,000円
・消耗部品	300,000円
・その他経費	220,000円
・ガソリン代	1,248,000円
	計 6,757,850円

○タクシー運賃（旭川A地区）
※障がい者割引後

**「3km当たりの走行コスト」
1,030円**

**「3km当たりの走行コスト」
6,757,850円÷10万4千Km×3km≒195円**

5 見直し案

○ 現在の制度

対象者	身体障害者手帳の 個別等級 で判断 ■ 視覚・下肢・体幹・移動機能障害の1・2級 ■ 内部障害の1級 ■ 療育手帳A判定 ■ 精神障害者保健福祉手帳1級 ■ 市長が特に認めた者（経過措置）
対象者数	4,708人（令和5年度見込）
交付内容	共通券 （タクシー乗車券、自動車燃料給付券のどちらでも利用可能）
交付額	共通券 ■ 単価 600円/枚 ■ 交付枚数 24枚交付 ■ 助成額 14,400円
事業費	扶助費 5千830万円（令和5年度見込）



○ 見直し後の制度（案）

対象者	身体障害者手帳の 総合等級 で判断 ■ 身体障害者手帳の総合等級1・2級 ■ 療育手帳A判定 ■ 精神障害者保健福祉手帳1・2級 ■ 市長が特に認めた者（経過措置）		
対象者数	8,467人 （従前4,708人・等級見直し1,889人・精神2級1,870人）		
交付内容	タクシー乗車券と自動車燃料給付券の選択制 ※共通券は廃止		
交付額		タクシー乗車券	自動車燃料給付券
	単価	500円/枚	500円/枚
	交付枚数	45枚	15枚
	交付率(※)	53%	47%
	助成額	22,500円	7,500円
	交付者数	4,487人	3,980人
	※ 交付率は類似制度を有する東神楽町を参考		
事業費	扶助費 1億1千万円（令和6年度見込）		

6 制度の変遷

本制度は昭和54年から車いす利用者の方を対象として制度が始まり、対象となる障害部位について順次拡充してきました。

(1)対象者の変遷

昭和54年	車いす利用者の方を対象に制度開始
昭和56年	視覚障害1級を対象に拡充
昭和61年	下肢障害1級を対象に拡充
昭和63年	下肢障害2級を対象に拡充
平成2年	体幹障害1・2級を対象に拡充
平成3年	腎臓・呼吸器障害1級を対象に拡充
平成8年	心臓・膀胱・直腸・小腸障害1級を対象に拡充
平成10年	療育A判定を対象に拡充
平成12年	視覚障害2級・免疫障害1級を対象に拡充
平成25年	肝臓障害1級を対象に拡充
平成28年	移動障害1・2級を対象に拡充
平成31年	精神障害1級を対象に拡充

(2)チケットの枚数及び単価等の変遷

年度	交付数(枚)	単価(円)	1人当たりの助成額(円)
昭和54年	24	260	6,240
昭和55年	24	310	7,440
昭和57年	24	350	8,400
昭和60年	24	390	9,360
平成1年	24	400	9,600
平成3年	24	450	10,800
平成4年	27	400	10,800
平成6年	27	450	12,150
平成9年	27	460	12,420
平成10年	36	450	16,200
平成18年	24	450	10,800
平成27年	24	480	11,520
令和2年	24	600	14,400

※チケットの単価は、タクシーの初乗り料金改定等により変動

7 他都市の状況

	対象者（障害部位）	1人当たりの助成額（円）
旭川	身体（個別等級-視覚・下肢・体幹・移動の1・2級，内部1級） 知的A，精神1級， 市長が特に認めた者（経過措置）	14,400
札幌	身体（総合等級）1・2級，知的A， 精神1・2級	39,000
	身体（総合等級）3・4級，知的B，精神3級	13,000
函館	身体（個別等級-視覚1・2級， 下肢体幹1～3級，内部1級），知的A	21,060
東神楽	身体（個別等級-視覚1・2級， 下肢体幹1～3級，内部1級） 知的A，精神1級	25,000（タクシー利用） 10,000（ガソリン利用）

中核市の平均助成額は，23,587円（令和2年7月調査実施）

8 見直しに向けた取組

令和3年度から対象者へのアンケート実施や旭川市社会福祉審議会における審議など行ってまいりました。これまでの取組は次のとおりです。

年	月	実施内容	寄せられた主な意見・要望
R3	5	第1回対象者アンケートの実施	○助成額の増額を48.8%が希望
	11	旭川市社会福祉審議会審査部会委員（医師）との意見交換会	○真に交通費助成が必要な方の精査及び助成額の増額。 ○「障害者をみんなで支えていく」動機付けが欲しい。
R4	5	第2回対象者アンケートの実施	○対象者の拡充を30%が希望
	8	旭川障害者連絡協議会構成団体15団体との意見交換会	○自分で運転できない，送迎してくれる人もいないケースなど，今後はタクシーが必要な人が増えると思う。 ○現状の助成額では通院の交通費としては不足のため増額して欲しい。
	8	旭川市社会福祉審議会障害者専門分科会にて審議	○身体障害の移動困難に焦点を当て，交付対象者を総合等級で考えるべき。 ○所得制限についても検討するのか。
R5	6	旭川市社会福祉審議会障害者専門分科会にて審議	○総合等級による基準設定により対象が分かりやすくなった。 ○視覚障害者に対する支援も考えて欲しい。
	7 8	旭川障害者連絡協議会構成団体15団体との意見交換会※現在実施中	○精神障害2級が対象となったのは良かった。 ○タクシーの助成額が増えたのは良かったが，ガソリンの助成額が半分になるのは厳しい。

<窓口や事業者からいただいた御意見>

- ・移動手段がタクシーしかなく，今の助成額では通院の交通費にも足りない。
- ・今後，家族の高齢化が進み，自動車よりタクシーの利用が増えると思う。
- ・バスの利用が難しく，一人で移動のときはタクシーを利用せざるを得ない。
- ・複数枚使用したときに計算しやすいチケット単価に見直して欲しい。